

山口県報

令和6年
1月26日
(金曜日)

目次

○告示
保安林指定の解除（萩市）（森林整備課）……………
保安林予定森林（下関市）（森林整備課）……………



山口県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和六年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 解除に係る保安林の所在場所
萩市大字佐々並字大切一二五二六の一（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和六年一月二十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 保安林予定森林の所在場所
下関市豊田町大字高山字紺屋敷一〇〇一、一〇〇一三
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字高山字紺屋敷一〇〇一・一〇〇一三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

令和六年一月二十六日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁